

## 第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等



県の行政経費については、県税、あるいは使用料等を通じて、県民の皆様

に直接的又は間接的に負担していただいています。  
ここでは、一般会計歳入のうち、県民の皆様に納めていただいている県税について、収入の状況、県民1人当たりの税負担額、県民所得に対する割合等を説明いたします。



# 第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等

## 1 県税の収入状況

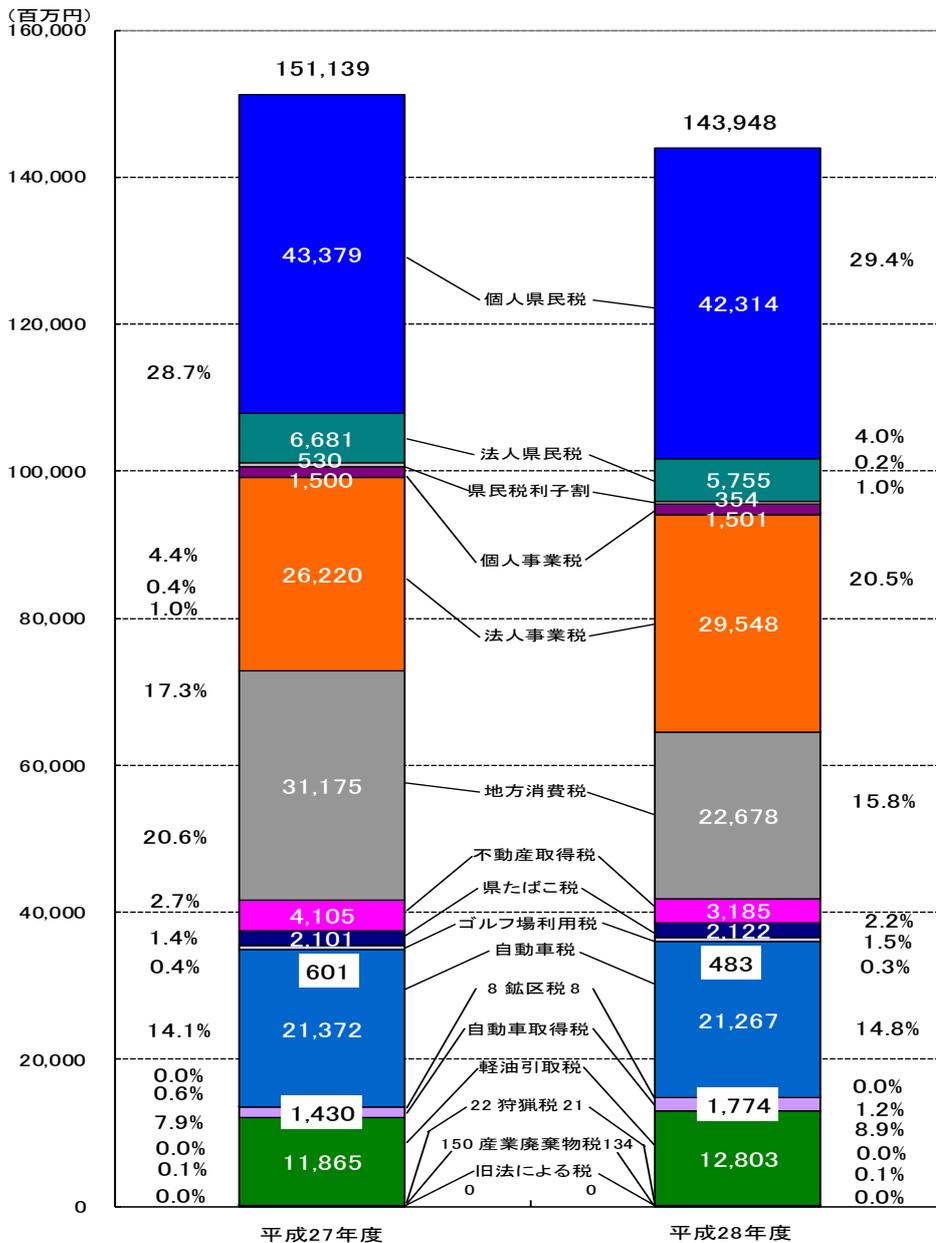
平成29年3月31日現在の平成28年度の県税収入は、図1のとおりです。

総額は、1,439億48百万円で、前年度同期に比べて71億91百万円(4.76%)の減収となっています。

税目別の増減額の主なものは、平成26年度税制改正による税率引上げの影響により法人事業税が33億28百万円(12.7%)の増、熊本地震の影響による軽油需要量の増加により軽油引取税が9億38百万円(7.9%)の増、熊本地震の影響により地方消費税が84億97百万円(27.3%)の減、株式等譲渡所得割の減少により個人県民税が10億65百万円(2.5%)の減となっています。

なお、詳細については、付表6(60ページ)のとおりです。

図1 県税の収入状況



(※平成27年度分は、平成28年度との比較のため、平成28年3月31日現在を記載)

※「水とみどりの森づくり税」は、個人県民税及び法人県民税に超過課税されており、平成27年度決算における収入は486百万円でした。

## 2 県民の税負担の状況

県民の税負担状況は、表1及び図2のとおりです。

平成27年度の本県の県民1人当たりの県民所得(およそ2,471千円)に対する税負担率は16.0%であり、その内訳は国税7.7%、地方税8.3%(県税3.6%、市町村税4.7%)です。これを県民1人当たりの税負担額にしてみますと、394,515円となり、前年度に比べて28,040円(7.7%)の増となっています。

### 【参考】平成27年度の全国平均

平成27年度の国民1人当たりの国民所得(およそ3,086千円)に対する税負担率は25.5%であり、その内訳は国税15.4%、地方税10.1%(都道府県税4.6%、市町村税5.4%)です。国民1人当たりの税負担額786,930円です。

(注)1 全国の国民所得及び税負担率は、平成29年版地方財政白書によります。

2 全国の人口は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳によります。

表1

(単位：百万円、( )は千円)

年度	県民所得 A	税 負 担 額					税 負 担 率(%)				
		国税 B	地 方 税			合計 F	国税 B/A	地 方 税			合計 F/A
			県税 C	市町村税 D	計 E			県税 C/A	市町村税 D/A	計 E/A	
18	(2,397) 4,400,182	(168) 308,770	(82) 151,366	(105) 192,478	(187) 343,844	(355) 652,614	7.0%	3.4%	4.4%	7.8%	14.8%
19	(2,436) 4,454,490	(156) 285,756	(95) 173,848	(114) 207,669	(209) 381,517	(365) 667,273	6.4%	3.9%	4.7%	8.6%	15.0%
20	(2,283) 4,159,136	(143) 260,942	(90) 164,854	(114) 207,864	(205) 372,718	(348) 633,660	6.3%	4.0%	5.0%	9.0%	15.2%
21	(2,237) 4,062,971	(134) 244,031	(76) 137,571	(109) 197,872	(185) 335,443	(319) 579,474	6.0%	3.4%	4.9%	8.3%	14.3%
22	(2,346) 4,262,956	(137) 248,552	(73) 133,065	(108) 197,010	(182) 330,075	(318) 578,627	5.8%	3.1%	4.6%	7.7%	13.6%
23	(2,417) 4,380,349	(143) 258,366	(74) 133,799	(110) 199,662	(184) 333,461	(327) 591,827	5.9%	3.1%	4.6%	7.6%	13.5%
24	(2,441) 4,411,700	(144) 260,630	(75) 135,632	(111) 200,069	(186) 335,701	(330) 596,331	5.9%	3.1%	4.5%	7.6%	13.5%
25	(2,520) 4,539,639	(149) 269,135	(77) 137,742	(112) 202,025	(189) 339,767	(338) 608,902	5.9%	3.0%	4.5%	7.5%	13.4%
26	(2,468) 4,428,241	(172) 308,807	(80) 142,818	(115) 206,060	(194) 348,878	(366) 657,685	7.0%	3.2%	4.7%	7.9%	14.9%
27	(2,471) 4,413,516	(190) 338,962	(89) 158,958	(116) 206,750	(205) 365,708	(395) 704,670	7.7%	3.6%	4.7%	8.3%	16.0%

(注)1 ( )は、県民1人当たりの県民所得額・税負担額です。

なお、県民人口は、「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。

2 県民所得(平成18年度～平成26年度)は、平成26年度県民経済計算によるものです。

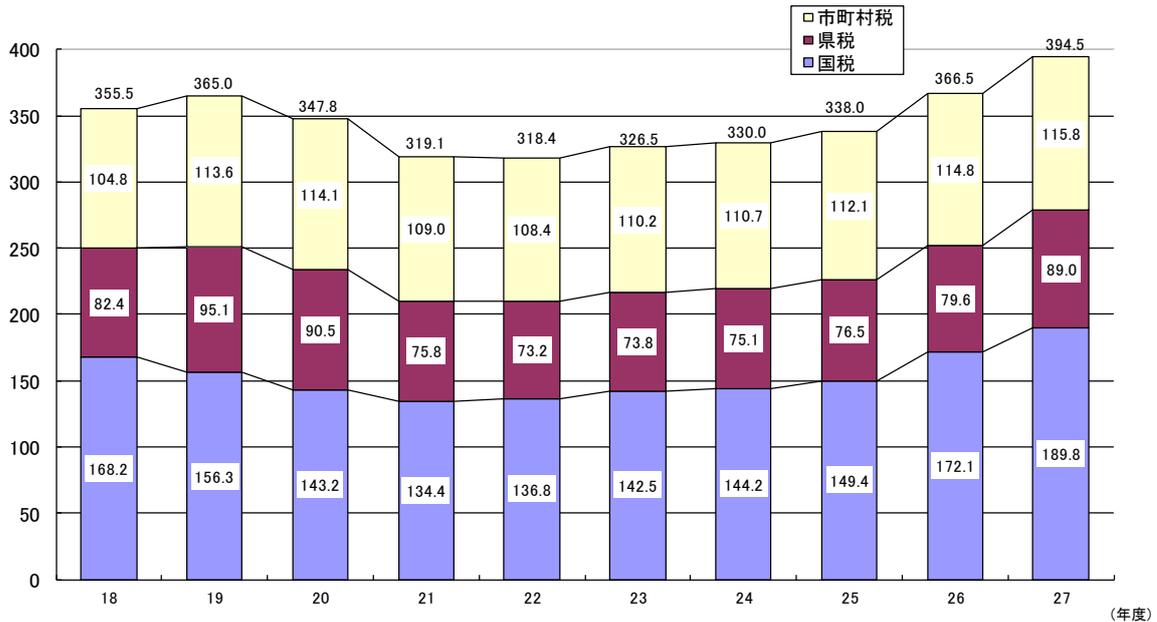
なお、平成27年度の数値は、平成26年度県民所得の数値に平成27年度国民所得の対前年伸び率(平成27年度国民経済計算確報による)を乗じて算出したものです。

3 市町村税は、国民健康保険税を除いた数値です。

4 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

図 2 県民一人当たり税負担額

(千円)



(注) 県民人口は「熊本県統計年鑑（世帯数及び人口の推移）」によります。

### 【参考】 平成 29 年度 主な税制改正の概要

1 及び 2 で、県税の収入状況及び県民の税負担の状況について説明いたしましたが、平成 29 年度の地方税法及び熊本県税条例の一部改正の概要について掲載します。

税目等	改正の要旨	改正の概要																									
自動車取得税	特例措置の見直し・延長	<p>1 エコカー減税について、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を H32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で、2 年延長する。(乗用車のみ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H29 軽減率</th> <th>H30 軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車等</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">P ガ ソ リ ン 車 ・ H V 車 ・ L 車</td> <td>H32 燃費基準+40%達成</td> <td rowspan="3">60%軽減</td> <td>80%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準+30%達成</td> <td>60%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準+20%達成</td> <td>40%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">20%軽減</td> <td>20%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 燃費基準達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">H27 燃費基準+10%達成</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ガソリン車・LPG 車・HV 車は、いずれも H17 排出ガス基準 75% 提言達成車又は H30 排出基準 50% 低減達成車に限る。</p> <p>トラック・バスについては、燃費基準の見直しは行わず、同じ燃費基準でも軽減率を若干引き下げ、よりインセンティブを高めた形で、2 年延長する。</p>	区 分		H29 軽減率	H30 軽減率	電気自動車等		非課税	非課税	P ガ ソ リ ン 車 ・ H V 車 ・ L 車	H32 燃費基準+40%達成	60%軽減	80%軽減	H32 燃費基準+30%達成	60%軽減	H32 燃費基準+20%達成	40%軽減	H32 燃費基準+10%達成	20%軽減	20%軽減	H32 燃費基準達成		H27 燃費基準+10%達成			
		区 分		H29 軽減率	H30 軽減率																						
電気自動車等		非課税	非課税																								
P ガ ソ リ ン 車 ・ H V 車 ・ L 車	H32 燃費基準+40%達成		60%軽減	80%軽減																							
	H32 燃費基準+30%達成	60%軽減																									
	H32 燃費基準+20%達成	40%軽減																									
	H32 燃費基準+10%達成	20%軽減	20%軽減																								
	H32 燃費基準達成																										
H27 燃費基準+10%達成																											
		<p>2 初めて新規登録を受ける自動車以外で、一定の環境基準を満たす自動車を取得した場合に自動車取得税を一定額控除する中古車特例については、これまでと同様にエコカー減税の要件を満たす中古車を対象とすることとし、2 年延長する。</p>																									

		3 過疎地域等における生活路線バスの自動車取得税の非課税措置について、取得期限（現行平成29年3月31日までの取得が対象）を平成31年3月31日まで延長する。 （平成29年4月1日施行）							
自動車税	特例措置の見直し・延長	<p>1 自動車税におけるグリーン化特例（軽課）については、重点化を行った上で2年延長するとともに、グリーン化特例（重課）についても現行の措置を2年延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="2">75%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32 年度燃費基準+30%達成</td> </tr> <tr> <td>H32 年度燃費基準+10%達成</td> <td>50%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気自動車を除き、いずれも H17 排出ガス基準 75% 提言達成車又は H30 排出基準 50% 低減達成車に限る。 （平成29年4月1日施行）</p>	区 分	軽減率	電気自動車等	75%軽減	H32 年度燃費基準+30%達成	H32 年度燃費基準+10%達成	50%軽減
区 分	軽減率								
電気自動車等	75%軽減								
H32 年度燃費基準+30%達成									
H32 年度燃費基準+10%達成	50%軽減								
不動産取得税	不動産取得税の特例税率の延長等	<p>1 サービス付き高齢者向け住宅に係る不動産取得税を2年延長する。</p> <p>2 サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税を2年延長する。</p> <p>3 買取再販事業者が中古住宅（新築から10年以上経過しているものに限る）を取得し、2年以内に一定のリフォーム（耐震、省エネ、バリアフリー等）を行った上で個人（自己居住用に限る）に販売した場合に、買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税の税額を減額する特例措置の適用期限を2年延長する。 （平成29年4月1日施行）</p>							

### 災害に関する税制上の対応について

熊本地震をはじめ、全国的に災害が頻発していることを踏まえ、平成29年度税制改正において、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の措置が常設化されました。

#### 【常設化された主な措置】

##### 《国税》

- ▽所得税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽法人税：災害損失の繰戻しによる法人税額の還付、被災代替資産等に係る特別償却
- ▽資産税：特定土地等に係る相続税・贈与税の課税価格の計算の特例、事業承継税制（相続税・贈与税）の要件緩和、被災家屋の建替え等に係る登録免許税の免税
- ▽消費税：課税事業者選択届出書等の提出の特例
- ▽間接諸税：印紙税の非課税、被災車両に係る自動車重量税の還付特例

##### 《地方税》

- ▽個人住民税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽固定資産税：被災代替不動産、償却資産の特例

なお、適用される災害の範囲や、特例等の詳細な内容については、最寄りの税務署又は市町村税務担当窓口にお問い合わせください。